

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日(策定)

令和6年4月1日(最終改定)

三田市立武庫小学校

目次

1	基本理念	1
2	基本方針	2
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	2
	(2) いじめの定義	2
	(3) いじめの認知	3
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	4
	(1) いじめの防止等の対策のための組織	4
	(2) いじめ防止の具体的な取組	6
	① いじめについての共通理解	6
	② 信頼関係の構築	6
	③ 早期発見・早期対応	6
	④ いじめに向かわない態度・能力の育成	7
	⑤ 実態把握	7
	⑥ 児童生徒が主体となった取組	7
	⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	8
	⑧ 自殺予防教育の推進	8
	⑨ 学校園所連携の強化	9
	⑩ 取組に対する評価	9
	(3) いじめに対する措置	9
4	重大事態への対応について	9
	(1) 学校が主体となって調査を行う場合について	10
	(2) 市教育委員会との連携について	10
5	その他	10

1 基本理念

本校は、校区内の下深田地区の開発が進み、近隣のニュータウンの学校と比べると児童数が多い。また就学援助家庭、父子・母子家庭の割合も三田市内の小学校と比較しても高い。夜遅くまで子どもだけで生活している家庭など、物質的・心情的に配慮を要する子どもたちが多く見られる。

近年、本校ではネットゲームやLINE等による問題行動が発生しており、県警サイバーチームによるネットモラル研修を行っている。

また、いじめ事案も多いため、普段から子ども達の言動に気を配ったり、相談しやすい関係を築いたりすることでいじめの早期発見に努めている。

いじめについては、全教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

【いじめの基本認識】

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

2 基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

<p style="text-align: center;">学校教育目標</p> <p style="text-align: center;">未来を生き抜く力と健やかな「からだ」の育成 ～認め合い 学び合い 高め合い～</p> <p style="text-align: center;">めざす児童像</p> <p style="text-align: center;">元気な子 認め合う子 学び合う子 高め合う子</p>

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙1：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

(留意点)

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

- ・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

(3) いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあると判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

(留意点)

- ・「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) いじめの防止等の対策のための組織(別紙2:組織表)

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】

(文部科学省：いじめ防止基本方針より)

(未然防止)

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(早期発見・事案対処)

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）

児童生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該児童生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) いじめ防止の具体的な取組

① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童生徒に理解されるような取組を行う。

② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により児童生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

③ 早期発見・早期対応（別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト）

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいに関連して行われることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用して児童生徒の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全教職員が、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づきけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、児童生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるように、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、児童生徒が集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出し、児童生徒の幅広い社会性を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の^{※1}ストレスマネジメントや^{※2}ソーシャルスキルトレーニング、さらには^{※3}ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※注)

※1 ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習する。危機対応などによく活用される(文部科学省：生徒指導提要より)。

※2 ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。(文部科学省：生徒指導提要より)。

※3 ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる(文部科学省：生徒指導提要より)。

⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」「教育面談」を児童生徒や保護者を対象に定期的実施する。

⑥ 児童生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、児童生徒が互いを

思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンに関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取組を推進する。

【具体例】

- ・ 「いじめ撲滅宣言」を行い、パネルを作成する。
- ・ ポスターコンクールを開催し、いじめ撲滅の啓発活動を行う。
- ・ いじめに関する公開ディベートやパネルディスカッションを行う。
- ・ 小中学校の児童会、生徒会が交流するなど、異年齢交流を行う。
- ・ P T Aと連携し、いじめ撲滅街頭キャンペーンを実施する。
- ・ 児童会、生徒会の取組に対し全校生にアンケート調査を実施、見直しを行う。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての児童生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、小学校低学年からの情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて児童生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

⑧ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOS の出し方に関する教育を含めた^{※6}自殺予防教育」を推進し、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

※注)

※6 自殺予防教育

自殺対策基本法第 17 条第 3 項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑨ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

⑩ 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じたいじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(3) いじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

4 重大事態への対応について

法第28条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

【※重大事態とは】

ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（１）学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、学校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、児童生徒の心のケアを行う。

また、学校長よりいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

（２）市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他

全職員での問題行動への対応

担任だけに任せない・抱え込ませない体制づくり。

ケース会議の開催を始めとして、チームとして生活指導に取り組む。

問題行動が発生した際には、迅速に「ほうれんそう」を徹底することを遵守する。

児童会を中心とした取り組み

教師主導の指導だけでなく、児童会を中心とした子どもと連携した取り組みを展開する。（生活集会での児童による啓発活動等）

個人の生活点検活動

年間 2 回、生活を振り返り週間を一週間ずつ設ける。

生活指導年間計画表

別紙1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム会議①※1 ・年間指導計画立案 ・PTA総会における保護者向け啓発活動※5 ・いじめの未然防止に関する職員研修会 職員会議※2	いじめ対応チーム会議② 職員会議※3	いじめ対応チーム会議③ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議④ ・長期休業前における生活指導について 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑤ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑥ ・長期休業明けにおける生活指導について 職員会議※3
	事故発生時、「いじめ対応チーム」会議開催					
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動(地域合同) 生活集会	あいさつ運動(地域合同) 1年生を迎える会	あいさつ運動(地域合同)	あいさつ運動(地域合同) 「心の授業」(高学年対象) SCと連携した心の授業の実施		あいさつ運動(地域合同) 「心の授業」(中学年対象) SCと連携した心の授業の実施
	児童会「廊下を歩こう運動」実施(通年)					
早期発見へ向けた取組	教育相談① 家庭訪問	教育相談② 小中連絡会による情報収集	教育相談③ いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4 個人面談	教育相談週間 保護者との個人懇談		教育相談⑤ 生活アンケート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム会議⑦ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑧ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑨ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑩ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑪ 職員会議※3	いじめ対応チーム会議⑫ 職員会議※3 今年度の反省と次年度への課題
	事故発生時、「いじめ対応チーム」会議開催					
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動(地域合同) PTA運営委員会	あいさつ運動(地域合同) PTA運営委員会 計画委員会武庫フェス実施 生活集会	あいさつ運動(地域合同) PTA運営委員会 「心の授業」(低学年対象) SCと連携した心の授業の実施	あいさつ運動(地域合同) 生活集会 児童会「廊下を歩こう運動」実施	あいさつ運動(地域合同) PTA運営委員会	あいさつ運動(地域合同) PTA運営委員会
	児童会「廊下を歩こう運動」実施(通年)					
早期発見へ向けた取組	教育相談⑥ 小中連絡会による情報収集	教育相談⑦ いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4 個人面談	教育相談⑧ 保護者個人懇談	教育相談⑨	教育相談⑩ 小中連絡会による情報収集	教育相談⑪ いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4 小中連絡会での情報収集

※1 毎月開催される生活指導推進委員会内で、いじめ対応チーム会議の時間を持ち対応する。いじめが疑われる事案が起こった時には、緊急対策会議を開催す。

※2 職員会議でいじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。また、その取組状況等を学校評価として定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

※3 職員会議内で、いじめ対応チームが児童の様子や人間関係について報告を行う。

※4 いじめに関する生活アンケート:いじめの実態把握等のため、市教委が学期に1回実施する。

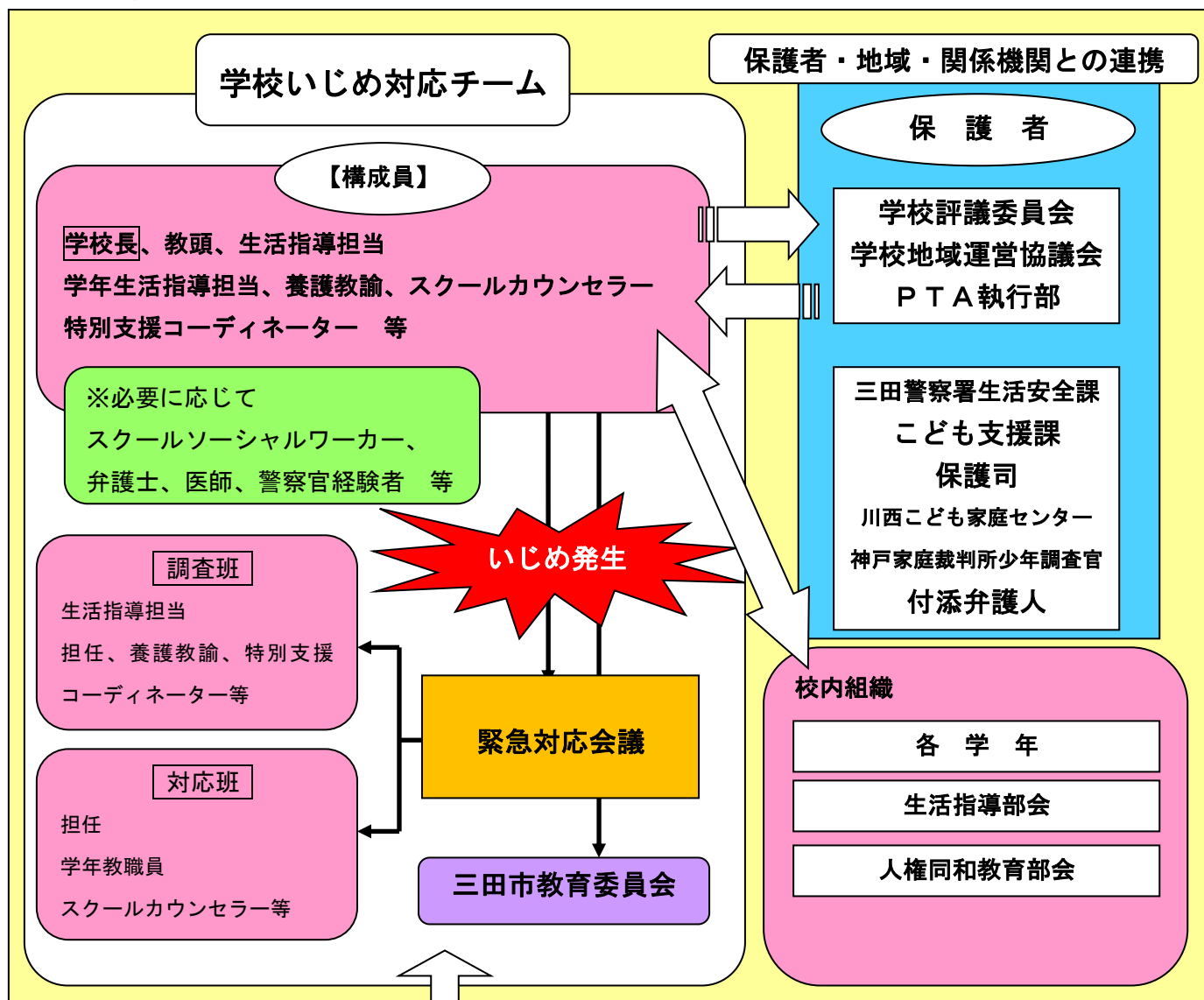
※5 保護者会における保護者向け啓発活動:学校の指導方針を保護者へ周知する。

【いじめの防止等のための組織】

1 目的

- ① いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② 未然防止・早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取り組みを推進する。
- ③ いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「学校いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 組織が有効に機能しているかについて、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

2 組織図



【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめを受けている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめを行っている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

学校いじめ対応マニュアル

1. いじめとは

【いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（留意点）

- ①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ②いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」である。

ただし、次の場合も「いじめ」と判断する。

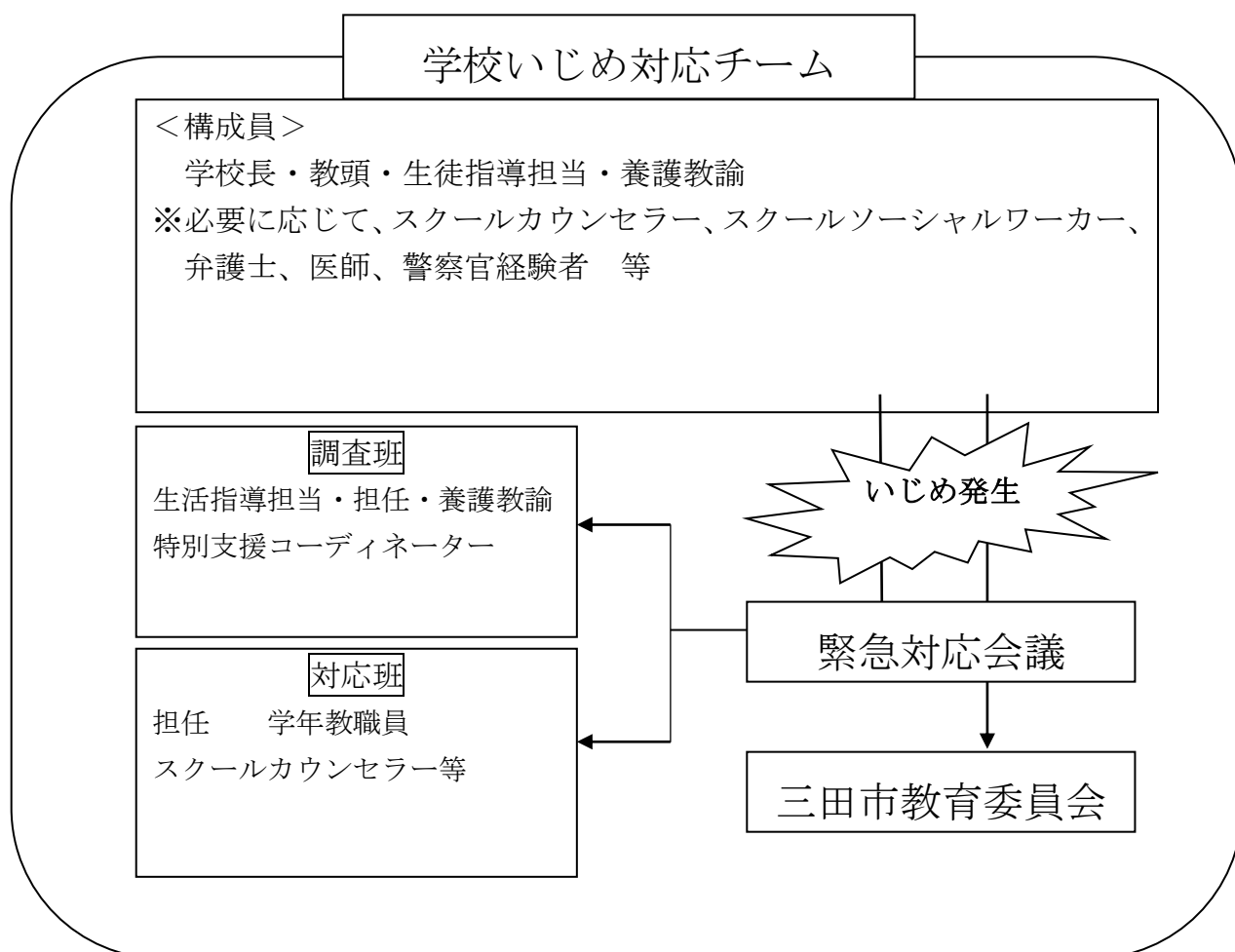
- ・いじめを受けた児童生徒が「いじめ」を否定した場合
いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察、周辺の状況等を客観的に確認して判断する。
 - ・いじめを受けた児童生徒が「いじめ」に気付いてない場合
例えばインターネット上で悪口を書かれたが、いじめを受けた児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケース等。
- ③いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。
 - ・「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
 - ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
 - ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
 - ・いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。
 - ④好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができ

た場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、このような場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、学校いじめ対応チームに報告し、情報共有する必要がある。

2. 学校いじめ対応チームについて

「学校いじめ対応チーム」は、いじめに係る未然防止、早期発見、事案対処等を実効的に行うための組織である。

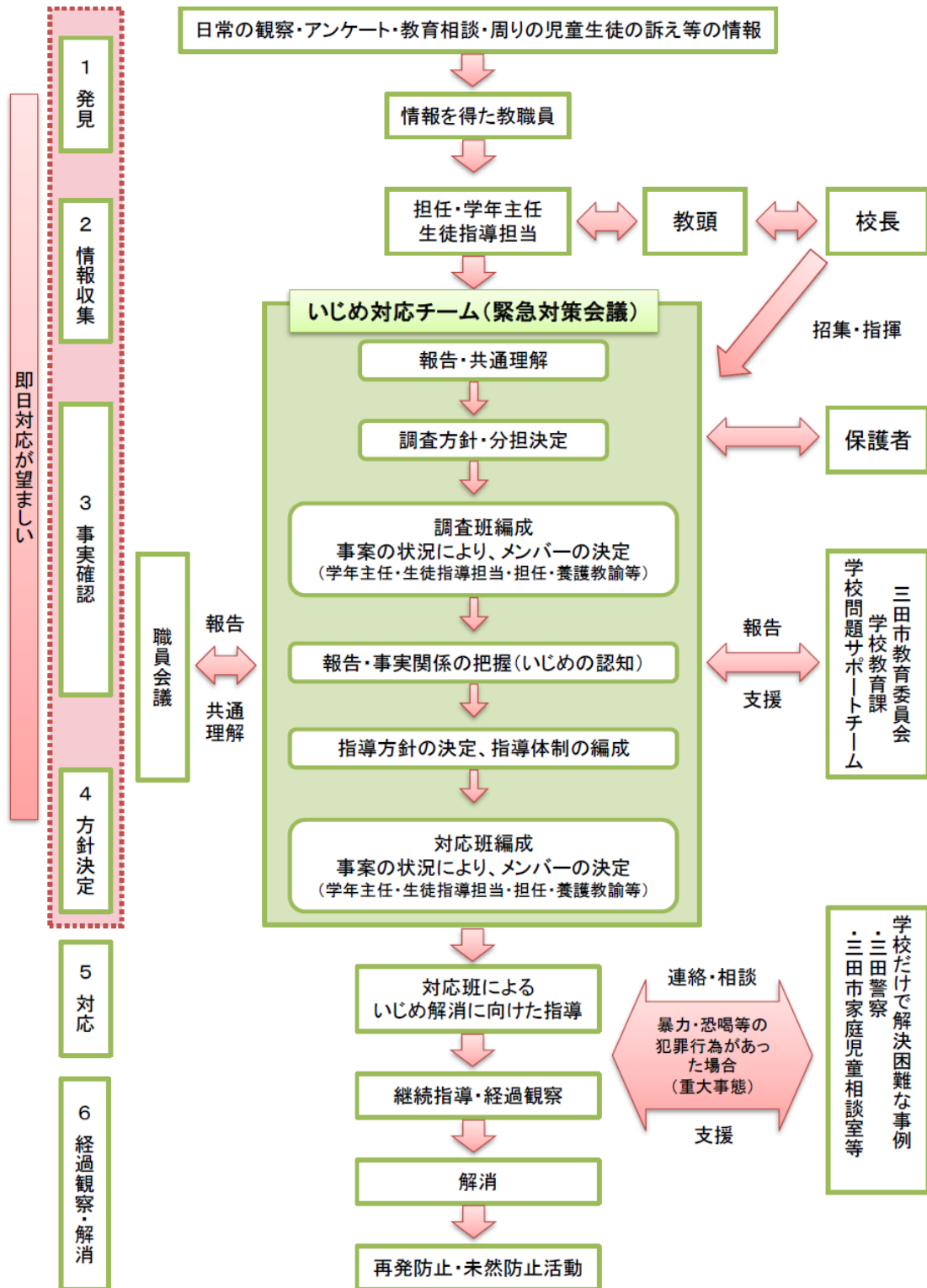
いじめの疑いが生じた際、いじめかどうかを判断するのは「学校いじめ対応チーム」である。連絡を受けた教職員（担任等）が一人で問題を抱え込んではいけない。



★「学校いじめ対応チーム」は校務分掌表に明記すること。

- 学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時実施し、情報共有のうえ、役割分担等を行う。
- 学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による児童生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。
- 早期発見には、学校いじめ対応チームの会議を毎週あるいは毎月など、定期的実施し、情報共有することが有効である。

3. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図



- ・上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
※ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側のずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。
- ・いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（当該児童生徒及び保護者に必ず面談等により確認する。）

4. いじめの措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第23条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

(1) いじめの発見

- 発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。
- 発見、連絡を受けた教職員は、速やかに「いじめ発見報告カード（別紙5）」を学校いじめ対応チームの「A」に提出する。
※発見、連絡を受けた教職員は、いじめの判断を一人では行わない。
※「A」がない場合は「B」に、「B」がない場合は「C」に提出する。
 - 「いじめ発見報告カード（別紙5）」が提出されたら、原則として速やかに「緊急対策会議」を開催する。

(2) 緊急対策会議（正確な実態把握）

学校いじめ対応チームは、いじめの疑いを発見・連絡を受けた状況を確認するとともに、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取る体制を整え、実施するなどして、いじめの有無の確認を行う。

【聴き取り方】

- 関係児童生徒1人に対して複数の教師（聞き取り役、記録役）で聴き取る。

- 5W1Hを基本に丁寧に聴き取る。
 - 誰が誰をいじめているのか？
(いじめを受けた・いじめを行った児童生徒の確認)
 - いつ、どこで起こったのか？
(時間と場所の確認)
 - どんな内容のいじめか？どんないじめを受けたのか？(内容)
 - いじめをしてしまった動機は何か？(要因)
 - いじめのきっかけは何か？(背景)
 - いつ頃から、どのくらい続いているのか？(期間)
 - 今、どう思っているのか？(心情)
- いじめを行った児童生徒が複数いる場合、話が合わない箇所は徹底して確認する。
- 関係児童生徒全員に全体像(事案に至った背景等)を確認する。

【記録について】

- 時系列に事実のみを「聴き取りメモ(別紙6)」に記録していく。
- ケースごとに「記録係」を決定する。※一人に記録係が集中しないように配慮する。
- いじめに係る記録は5年間学校保管(実施年度は除く)。いじめアンケートは5年間学校保管(実施年度は除く)。

- (3) いじめと判断した場合は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者に連絡する。

【いじめの判断について】

- 「1. いじめとは」に基づいて判断する。

【学校の方針と今後の対応について】

- 学校は「いじめを受けた児童生徒を守り通すこと」を基本に具体的な対応を決定。
- 今後の対応については、5つの視点で決定する。
 - ・いじめを受けた児童生徒に対して
 - ・いじめを受けた児童生徒の保護者に対して
 - ・いじめを行った児童生徒に対して
 - ・いじめを行った児童生徒の保護者に対して
 - ・周りの児童生徒に対して
- 学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、説明責任が果たせるよう適切に記録する。

【市教育委員会への報告】

- 学校いじめ対応チームは、いじめの判断が難しい場合や今後、重大な事態に発展する可能性がある場合は、直ちに市教育委員会学校教育課の学校問題サポートチーム（以下、「サポートチーム」）に口頭で報告する。
- 学校いじめ対応チームは、「いじめと判断」してから原則24時間以内を目途に、サポートチームに「いじめ報告書（別紙7）」で報告する。

【いじめを受けた児童生徒の保護者への報告】

- 発見したその日のうちに報告する。
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が家庭訪問等で保護者と面談する。
- 現時点での正確な事実関係を説明し、学校の方針を伝え、今後の対応を協議する。

【いじめを行った児童生徒の保護者への報告】

- 発見したその日のうちに報告する。
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が保護者と面談する。
- 現時点での正確な事実関係（いじめを行った要因や背景も含む）を説明し、学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。

- (4) いじめがあったことが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。

【いじめを受けた児童生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
（具体的な手立て）
 - ・いじめが起りやすい登下校、休み時間、清掃時間等の見守り体制を示す。
 - ・定期的に、教師が「今日は大丈夫だったか」等確認する。
 - ・いつでも相談できることを説明する。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情が高まるようにする。

【いじめを受けた児童生徒の保護者に対して】

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも学校に相談するよう伝える。

【いじめを行った児童生徒に対して】

- いじめを行った気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景に目を向け、成長支援という観点で指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめは人として決して許されない行為であることや、いじめを受けている児童生徒の気持ちを認識させ、いじめを行ったことの重大さを理解させる。
- 心からの謝罪ができるよう粘り強い指導を行う。

【いじめを行った児童生徒の保護者に対して】

- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、いじめを行ったことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- いじめを行った児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

【周りの児童生徒に対して】

- いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

【謝罪について】

- いじめを行った児童生徒が、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受けた児童生徒や保護者等の気持ちを理解した上で、学校が主導して、いじめを行った児童生徒からいじめを受けた児童生徒に対して、心からの謝罪ができる場を設定する。

- いじめを受けた児童生徒の保護者、いじめを行った児童生徒の保護者も見守る中で「謝罪」することが望ましい。その際、いじめを受けた児童生徒と保護者に意向を確認する。

【いじめの解消について】

- 学校として「いじめ解消の要件」に基づき、約3か月間、継続した指導を行う。
 - いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
 - ②「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
- ※いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、当該児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認する。
- いじめ解消までの約3か月間、学校は定期的に、いじめを受けた児童生徒と保護者、いじめを行った児童生徒と保護者と連携して、学校と家庭での様子を確認するとともに、「学校いじめ対応チームの会議」で「いじめ」が再発していないかどうかを必ず確認する。
 - 経過観察、解消の確認は「経過観察・解消記録（別紙8）」で記録する。「経過観察・解消記録（別紙8）」は5年間学校保管（実施年度は除く）。

【いじめの問題を乗り越えた状態について】

- いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを受けた児童生徒の心身が回復し、いじめを行った児童生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(5) 重大事態への対応について

重大事態が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、市教育委員会を通じて市長へ報告した上で、調査を行うことが義務付けられている。

【重大事態とは】

ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号)。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、い

じめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

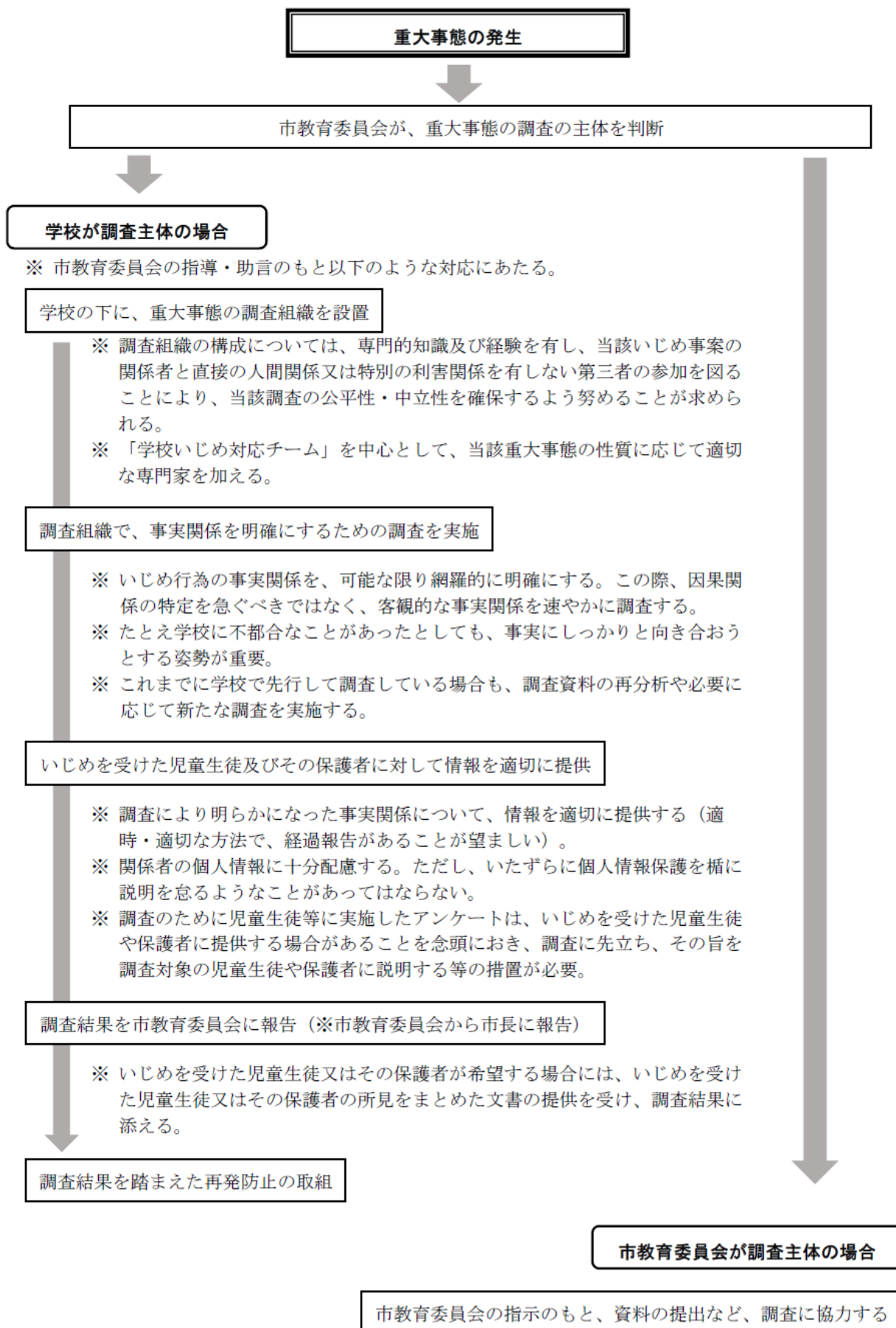
- イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも含む。

具体的な対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「いじめ対応マニュアル（平成29年8月兵庫県教育委員会）」及び「三田市いじめ防止基本方針（令和4年2月24日最終改定）」に基づいた措置をとる。

重大事態対応フロー図



[¥2025¥1-2-5 生活指導¥☆2024¥いじめ対応¥06 いじめ発見報告カード（別紙5）.doc](#)
[¥¥svsa9000-004.lintra.area.sanda.hyogo.jp¥共有データ¥01 小学校¥0610 武庫小¥01 教員](#)
[¥2025¥1-2-5 生活指導¥☆2024¥いじめ対応¥07 聞き取りメモ（別紙6）.doc](#)
[¥¥svsa9000-004.lintra.area.sanda.hyogo.jp¥共有データ¥01 小学校¥0610 武庫小¥01 教員](#)
[¥2022¥1 総-2-5 生活指導¥いじめ防止基本方針¥08 様式Ⅲ別紙 いじめ報告書（別紙7）.doc](#)
[¥¥svsa9000-004.lintra.area.sanda.hyogo.jp¥共有データ¥01 小学校¥0610 武庫小¥01 教員](#)
[¥2022¥1 総-2-5 生活指導¥いじめ防止基本方針¥09 経過観察・解消記録（別紙8）.doc](#)